

札幌市景観計画の改定について

議事資料の構成

- 1 振り返り(審議会での委員意見)
 - 2 改定の方針とこれまでの審議事項
 - 3 「これまでのまとめ」について
 - 4 「札幌市景観計画の骨子」・「方針」・「目指す姿等」(案)について
 - 5 「ゾーン設定」について
- (参考)

令和6年度



1 振り返り(審議会での委員意見)

- 第4回審議会では、雪・冬季の景観、公共施設等、届出等、全体像(案)についてご説明し、ご意見をいただいた。

分 類	ご 意 見	回答・対応の方向性
全体	生物多様性さっぽろビジョンなどの取組状況を踏まえた議論ができるよう、取組状況を調べていただき、景観審議会に共有いただきたい。	ご意見を踏まえ、参考資料をご用意いたしました。
振り返り(広告物)	駅前通(大通公園内)にサイネージが出てきている状況がある。イベント等に伴う短期的に掲出される広告についても対策が必要だと思う。	大通公園内に期間限定で掲出されていたイベント広告と考えられます。本市では、大通公園内で実施する特定イベントの広告に限り、一定の制限のもと掲出を認めているところですが、景観計画の改定後策定するガイドライン等により、誘導していきたいと考えております。
全体像(仮)	現行計画と新計画の変更点を示している部分はあるのか。 社会性・時代性に合わせて変化をしていくことは大事である。変更点が構成としてわかる方がよい。 変更点を節として示し、新旧を図(コンテンツ)で示すという見せ方が読みやすいのではないか。	1章で示す想定です。ご意見を踏まえ、検討を進めていきます。
	「札幌らしさ」を新計画で強化していくことに着目していると考えている。 第5章以下の中に「ガイドライン」について含まれているが、例えば、「強化事項について規制誘導に馴染まない景観創造の部分についてガイドラインの作成などの取組をする」という章立てをするという考え方もあるのではないか。	ご意見を踏まえ、検討を進めてまいります。
	上位計画の変更にあわせた見直しも必要だが、景観上の視点からの分析・観察の結果の変更についても位置づけに入れていただくと良いのではないか。	ご意見を踏まえ、検討を進めていきます。
	現計画のレビューもあわせて位置づけを示すと良いのではないか。 また、他部局との連携についても計画の推進に含めると良いのでは。	ご意見を踏まえ、検討を進めていきます。
	「景観計画」の冊子は読みやすさ、わかりやすさの工夫をして、市民が自分のこととして捉え、意識づけになるようなものにしてほしい。	ご意見を踏まえ、検討を進めていきます。
	景観計画本体に盛り込むテクニカルな部分が目立つと、読みにくくなる可能性もあることから、紹介用に別の概要版を作成するという手法も考えられる。	ご意見を踏まえ、検討を進めていきます。
	現計画のロードマップはどこに示すのか。また、現計画では成果指標について今後の検討と記載されているが、新計画では設定する予定はあるか。	ロードマップは進行管理の部分に記載する方向です。成果指標については設定する方向で検討しております。

1 振り返り(審議会での委員意見)

- 第4回審議会では、雪・冬季の景観、公共施設等、届出等、全体像(案)についてご説明し、ご意見をいただいた。

分 類	ご 意 見	回答・対応の方向性
雪・冬季	単体の建築物等に工夫や仕掛けを求めることとしているが、単体で対応したものが集合すると、景観としてちぐはぐな印象になる可能性が高い。通りやエリアなどが同じ考え方のもと誘導された方が良い。	ご意見を参考に検討してまいります。
	樹氷や未踏の雪景色など、特定の条件下で一瞬しか見ることができない雪景色についても、知ってもらうことが大切だと感じている。このような景観をアーカイブしていくことが考えられる。	雪の見せ方についてアイデアを蓄積していくこと、普及していくことがこれからは繋がっていくと思うので検討してまいります。
	四季や時間の変化に伴う景観を誘導することは、一つのことを行えば実現できるものではなく、対応方法が常に変化し続けるものである。例えば、オープンスペースの雪を融雪して、賑わいの演出につながるイベントを行うことが景観づくりにつながる一方で、あえてオープンスペースに雪を残し、雪に親しむ景観づくりを行うことも方策の一つである。常に対応方法を検証していくということが大切だと思う。	
	例えば、雪を防ぐ対策として雁木(アーケード的なもの)が発達し、それが都市に空間として表れている地域の景観のように、景観は地域コミュニティの営みで作られるものという考えを持っている。この考え方のもと、札幌だと何が素晴らしいかを考えてみると、除排雪の景観や生活において負のものである雪をポジティブなものに変える雪まつりなどが考えられる。このような背景にも触れ、雪のある景観が素晴らしいことを示す根拠をしっかりと示した方が良い。	現在の札幌の街並みを形作った背景について、丁寧に記載していくことを検討してまいります。
	雪との向き合い方を方針や基準に書き込むことにしているが、この方法で広く伝えていくことは難しいのではないかと感じた。それらを伝えていくというためにも「雪のガイドライン」をつくっても良いのではないか。	ご意見を参考にしつつ、その他の方法も選択肢に入れながら検討を深めてまいります。
	冬季にサインとして機能していないものもある。冬季のユニバーサルデザインについても検討していただきたい。	ご意見を参考に検討してまいります。
	「年間約5メートルの降雪がありながら190万人以上の人口を有する都市」というのはすごいことだと思う。もっと強調してよいのではと感じる。降雪量が多く、都市性を持つ地域ではガレリアがつけられるなど、文化が生まれている。札幌は「シビックプライド」≡「ウィンタープライド」を持ちうる稀有な都市であると考える。	ご意見を参考に検討してまいります。
	雪を親しむ場などの目的地をどうするかに目が向きやすいが、目的地まで至る動線の景観を魅力的にできるかも大切である。	ご意見を参考に検討してまいります。
公共施設等	「公共施設ガイドライン」にきめ細やかなことが書かれているが、各所管部局に使われていないことを課題だとすると、ガイドラインの実効性を高めることが重要なのではないか。景観重要公共施設の整備基準や占用基準を個別に立てると煩雑になるので、『「公共施設等ガイドライン」に準ずる。』という形にするという案もあるのではないか。	ご意見を参考に、施設所管部と協議しながら検討してまいります。

1 振り返り(審議会での委員意見)

- 第4回審議会では、雪・冬季の景観、公共施設等、届出等、全体像(案)についてご説明し、ご意見をいただいた。

分 類	ご 意 見	回答・対応の方向性
届出	風力発電設備、太陽光発電設備の届出対象規模の変更は予定しているか。また、景観法上の立て付け上、札幌市単独の景観計画を立てるものではあるが、広域の景観に影響にあるものについては、北海道景観計画などと調整し連携が図られると良いと思う。	届出対象の変更は想定していませんが、対象が伝わりやすい表現を検討していきます。また、広域の景観に影響がある恐れのある市外に設置されるものについては、情報の共有などを行い、今後の検討につなげてまいります。
	届出の対象範囲の変更はないのか。 地域ごとの特徴などを含め、目指す街並みイメージについて事業者への周知を進めていくことが大切。	
景観資源	将来的には、景観法以外の法令で指定等される「保存樹木」等の取組と、景観資源の指定・登録の取組が連動できるようにするのが望ましい。	他制度で指定されているものについては景観資源となりえると考えられることから、景観の制度上も指定するのかどうかは今後の検討とし、まずは共有の上周知するというところから進めたいと考えております。
普及啓発	庁内の担当者への意識向上の仕組み作りや、景観部局から関係部局にアドバイスができる仕組み作りをしていくと良いのではないかな。	令和8年度の着手を想定しています。

- 第2回審議会のご意見(今回の議題の関係分を記載)

分 類	ご 意 見	回答・対応の方向性
総論	目指す姿の共有が大切であるとする。	いただいたご意見を参考に、事務局案を提案いたします。(今回審議会でも議論)
	札幌の目指すべき景観像を具体的に記述できるのであれば明確にすることで、その目標像を実現するために基準に頼るのか、あるいは協議という場に頼るのか、また別の仕組みにするのかが見えてくる可能性もあると考えられる。 基準だけを明確にすると、この基準を満たしているからいいでしょうというやり取りで終わってしまうということを他の景観行政団体では生じている。	

2 改定の方針とこれまでの審議事項



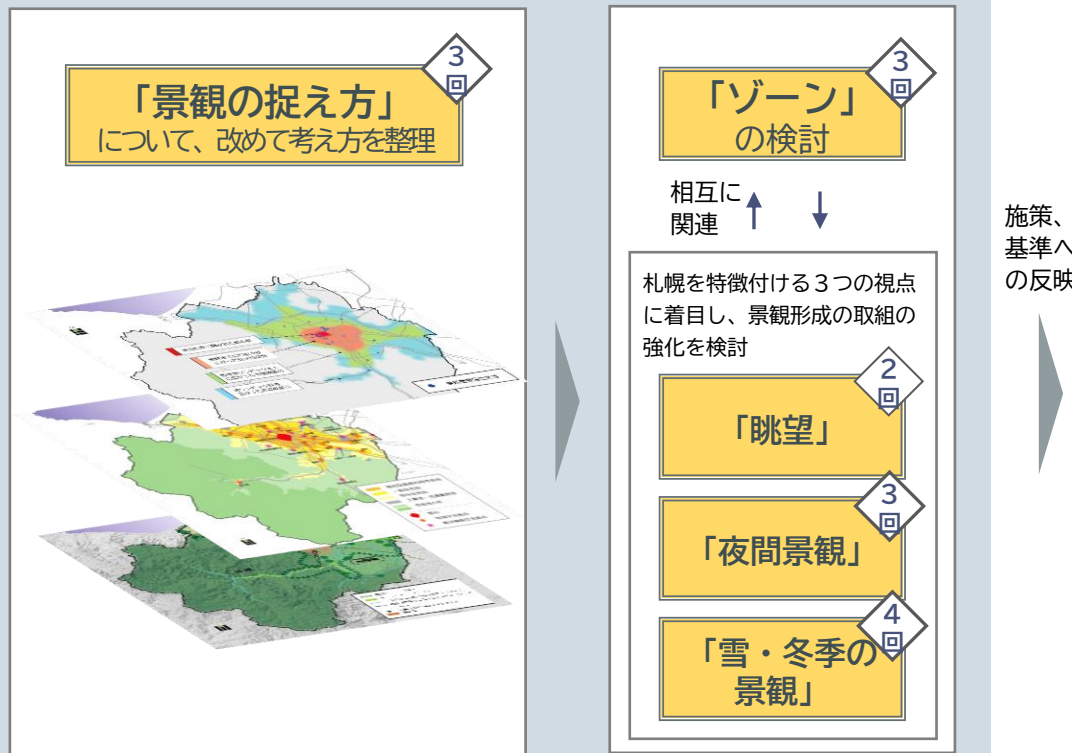
→主な検討事項



→第4回までの審議事項

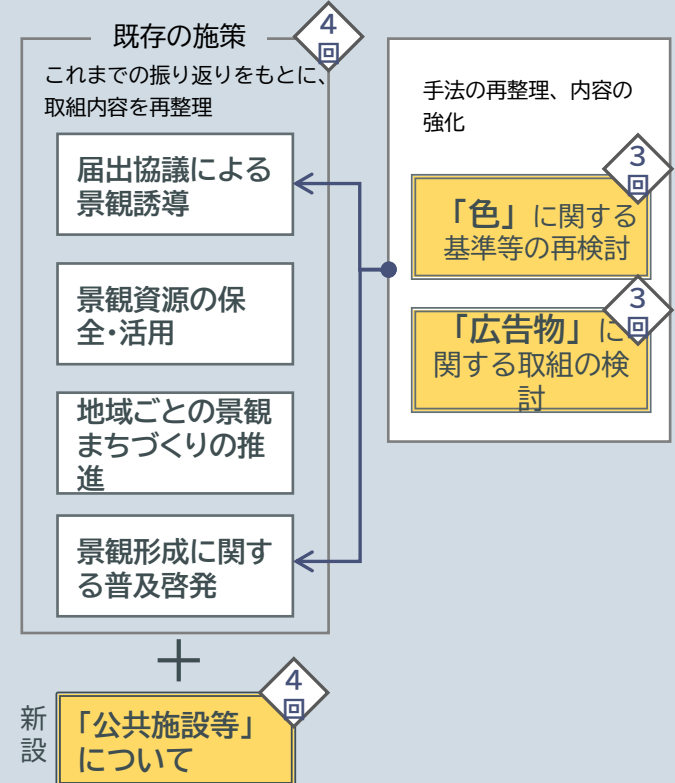
■新たな視点を踏まえた施策の検討

改定計画では、景観の捉え方を改めて整理し、新たな視点も加えて、景観形成の方針、基準の整理や施策の拡充を行うことで、札幌らしさをより感じられる景観形成を目指す。



■各施策に関する検討

現計画に基づく取組を進めるなかで、各施策の運用面での課題が見えてきたことから、改定計画では、手法の再整理や、内容の強化を検討し、施策の充実を図る。



「全体像（案）」



3 これまでのまとめについて

景観の特徴と景観の捉え方について

※第2回審議会での意見を踏まえ第3回審議会にて提示・審議

現在の景観計画における景観の特徴の整理

人(暮らし)

- 札幌の歴史と人の気質
- 文化・ライフスタイル
- 都市機能・産業

都市

- これまでの都市づくりと街並みの特徴
- 道路等

自然

- 位置と気候
- 地形
- 植生等
- 公園緑地等
- 水辺・河川



新・景観計画における景観の特徴の整理(案)

活動・営み

- 文化芸術
- 四季折々のイベント

街並み

- 道路等
- 公園緑地等(河川等を含む)
- 建築物等(仮)

都市の成り立ち

- これまでの都市づくり

地形・自然

- 位置と気候
- 地形
- 植生等
- 水辺等

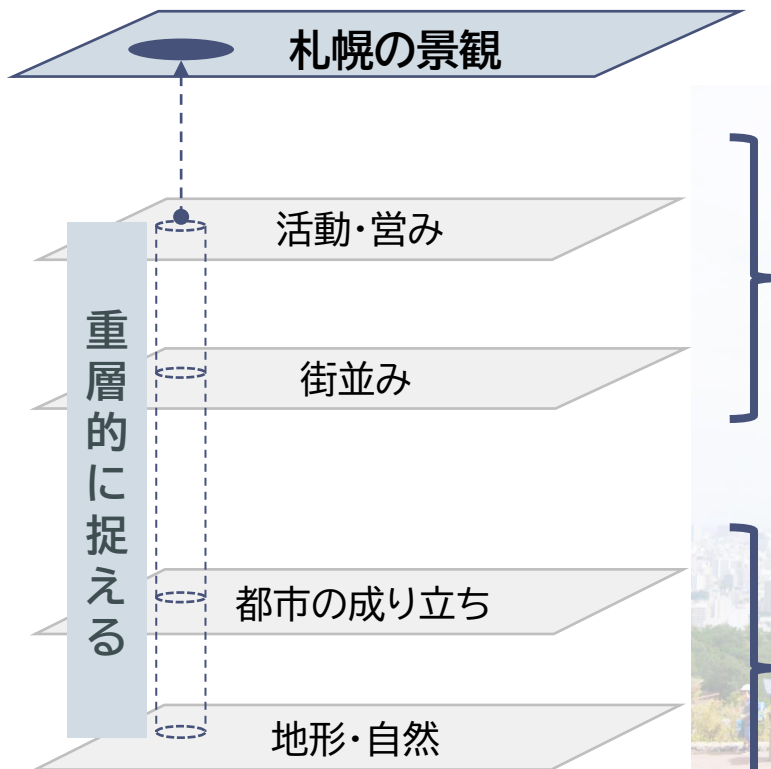
・小項目の詳細内容については継続検討を行うこととした。なお、素案の審議にて行う想定。

3 これまでのまとめについて

景観の特徴と景観の捉え方について

※第2回審議会での意見を踏まえ第3回審議会で提示・審議

- ・「景観の捉え方」は「『景観の特徴』を重層的に捉える」という視点を大切にする。
- ・4つの「景観の特徴」を「社会の状況にあわせて変化を重ねていく特徴」と「札幌の景観の土台として大切にしていける特徴」に大別する。



社会の状況にあわせて
変化を重ねていく特徴

札幌の景観の土台として
大切にしていける特徴

3 これまでのまとめについて

大規模建築物等の景観誘導のためのゾーン設定と基準 ※第2回審議会での意見を踏まえ第3回審議会で提示・審議

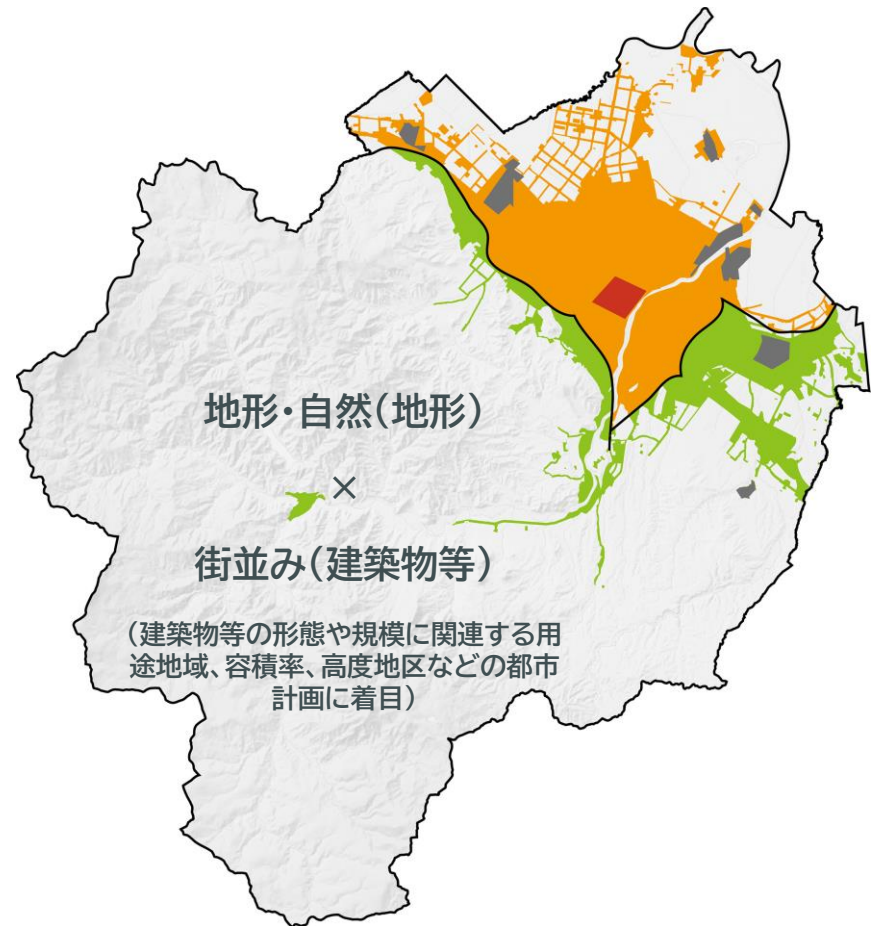
ゾーン設定

大規模建築物等の誘導のためのゾーン設定は、
「景観の特徴」の4つの整理うち
「地形・自然(地形)」と
「街並み(建築物等)」に着目する。

ゾーン基準

大規模建築物等の誘導のためのゾーン基準は、
ゾーンごとに設定する。
同じゾーンの中でも場所ごとの「景観の特徴」
を捉えた誘導ができるよう
基準の表現を検討する。

※景観審議会での議論はR7年度を予定



3 これまでのまとめについて

大規模建築物等の景観誘導のためのゾーン設定

※第2回審議会にて提示・審議

効果的に大規模建築物等の景観誘導を図るために札幌市域の一部にゾーンを設定

※ ゾーンを設定しない一般住宅地・郊外住宅地（容積率80）等は従来の景観形成基準や地域ごとの景観まちづくりの推進により誘導を図る

		市街地等区分(容積率考慮)					
		都心	複合型高度利用 市街地	一般住宅地・郊 外住宅地(容積 率80を超える 地区)	一般住宅地・郊 外住宅地(容積 率80)	工業地 ・流通業務地	市街化調整区域 ・都市計画区域 外
地形	扇状地	ゾーン①	ゾーン②		従来の基準で 対応	ゾーン④	従来の基準で 対応
	平地	-					
	丘陵地	-	ゾーン③				
	山地	-					

主な意見

- ・ ゾーン間の線引きについては、景観の特徴が多いゾーン③寄りに設定した方が良いと思う。
- ・ ゾーン基準を今後検討する時は、同じゾーンの中でも景観の特徴を捉えた誘導方向の整理が必要だと思う。

ご意見を受けて

ご意見を踏まえゾーン案を提示します。
また、基準の検討にあたり、左記ご意見を参考にいたします。

3 これまでのまとめについて

眺望について（誘導の方向性）

※第2回審議会にて提示・審議したものから抜粋

・施策の方向性

想定される施策と対象となる眺望は次のとおり。具体的な基準や制度の詳細検討は、令和7年度に実施する。

(仮)景観形成の対象とする眺望	札幌の眺望として広く内外に認識されているもの
(仮)重要眺望	特に札幌の眺望を代表し、特段の景観誘導や景観創造が求められるもの
(仮)登録の対象とする眺望	地域固有の歴史や住民意識において、愛着や誇りが持てる眺望とされているもの

対 象		想定される施策	
(仮) 重要眺望	「視点場」と「誘導視界（あるいは区域）」を設定し、各重要眺望ごとに「協議対象」と「景観形成基準」を整理する。 ※改定時には1地点を想定	景観配慮・創出の誘導	
		景観プレ・アドバイスによる誘導	一定の高さを超えるものなどを景観プレ・アドバイスの対象とし、有識者の意見を踏まえながら、誘導する。（対象の追加）
(仮) 景観形成の対象とする眺望	ゾーン別基準に、対象とする眺望（仮称「基準対象眺望」）を位置付け、眺望の類型ごとに示された景観特性に配慮することを明記。具体的な配慮事項は景観形成基準の解説書に記載する。 ※改定時には類型ごとに1、2地点を想定	景観形成基準による誘導	全市又はゾーン基準に眺望に配慮した色彩や設えについての内容を盛り込む。（項目の拡充）
(仮) 登録の対象とする眺望	活用促進景観資源として広く周知し、愛着と配慮を促す。	普及啓発	
		活用促進景観資源への登録	「景観の種」の取組のなかで眺望を募集し、活用促進景観資源として登録する。
		眺望点と視対象の広報	活用促進景観資源として登録された眺望などを、HP等で周知する。

主な意見

- ・ 地域が愛着を持つ視点場が拾いされているか懸念がある。

ご意見を受けて

まずは各種計画等から選出しましたが、取組を進める中で判明した視点場を次期計画改定時などに追加等する検討を進めます。

3 これまでのまとめについて

夜間景観について（誘導の方向性） ※第3回審議会にて提示・審議

• 施策の方向性

想定される施策は次のとおり。具体的な基準や制度の詳細検討は、令和7年度に実施する。

景観配慮・創出の誘導

景観形成基準による誘導

全市基準の場所の特性に応じた照明による演出を行うこと等の基準に、阻害要因となる照明の抑制についての内容を追加する。
ゾーン基準(都心)に建築物の形態、照明計画についての内容を盛り込む。

(基準を補完)

都心部を中心とした創出の考え方などを示す、夜間景観ガイドラインの策定を検討。(R8以降)

公共施設 : 公共施設用のガイドラインで誘導を図る。(R7以降改定を検討)

普及啓発

活用促進景観資源への登録

「景観の種」の取組のなかで夜間景観を募集し、活用促進景観資源として登録する。

夜間景観の広報

活用促進景観資源として登録された夜間景観をHP等で周知する。

イベント支援

イベントやライトアップ等の支援をおこなう。

主な意見

- 社会状況の変化に伴い、既存の魅力が変化する可能性を考慮した方が良い。
- 光の輝度・速度・種類を誘導していくべきだと思う。
- 個別の建築物の規制誘導に馴染まない夜間景観の誘導をガイドラインに期待するのであれば、ガイドラインを実効性のあるものにすることが大切
- 生物多様性さっぽろビジョンなど札幌市が行う他の取組と整合を図るべきである。

ご意見を受けて

- ご意見を参考に検討してまいります。
- 関連施策との整合を図りながら検討していきます。

3 雪・冬季の景観について

雪・冬季の景観について(誘導の方向性の検討) ※第4回審議会にて提示・審議

施策の方向性

想定される施策は次のとおり。具体的な基準や制度の詳細検討は、令和7年度に実施する。

景観配慮・創出の誘導

景観形成基準 による誘導

ゾーン基準（都心）で下記の検討を促す。

- ・ 四季や時間の移り変わりによる見え方の変化を考慮した、自然環境や季節と調和した素材や色彩の検討
- ・ 建築物等について魅力的な雪・冬季の景観をより楽しむことのできる工夫や仕掛けの検討

全市基準の「雪の美しさを見せることのできる仕掛け」等についての解説の充実を図る。

(基準を補完)

夜間景観ガイドラインで夜間景観×雪の相乗効果についての誘導を行う。
(R8以降作成を検討)

普及啓発

活用促進景観 資源への登録

「景観の種」の取組のなかで雪・冬季の景観を募集し、活用促進景観資源として登録する。

雪・冬季の景 観の広報

活用促進景観資源として登録された雪・冬季の景観をHP等で周知する。

イベント支援

活動・イベント等への支援をおこなう。

主な意見

- ・ 「年間約5mの降雪がありながら190万人以上の人口を有する都市」という事実はすごいことであるので、もっと強調しても良いと思う。
- ・ 特定の条件下でしか見ることができない雪景色を知ってもらう方法として、アーカイブしていくことが考えられる。また、四季や時間など変化を伴う景観誘導は、一つのことを行えば実現できるものではないため、常に対応方法を検証していくことが大切
- ・ 通りやエリアなどは同じ考え方のもと誘導を図った方が良い。

ご意見を受けて

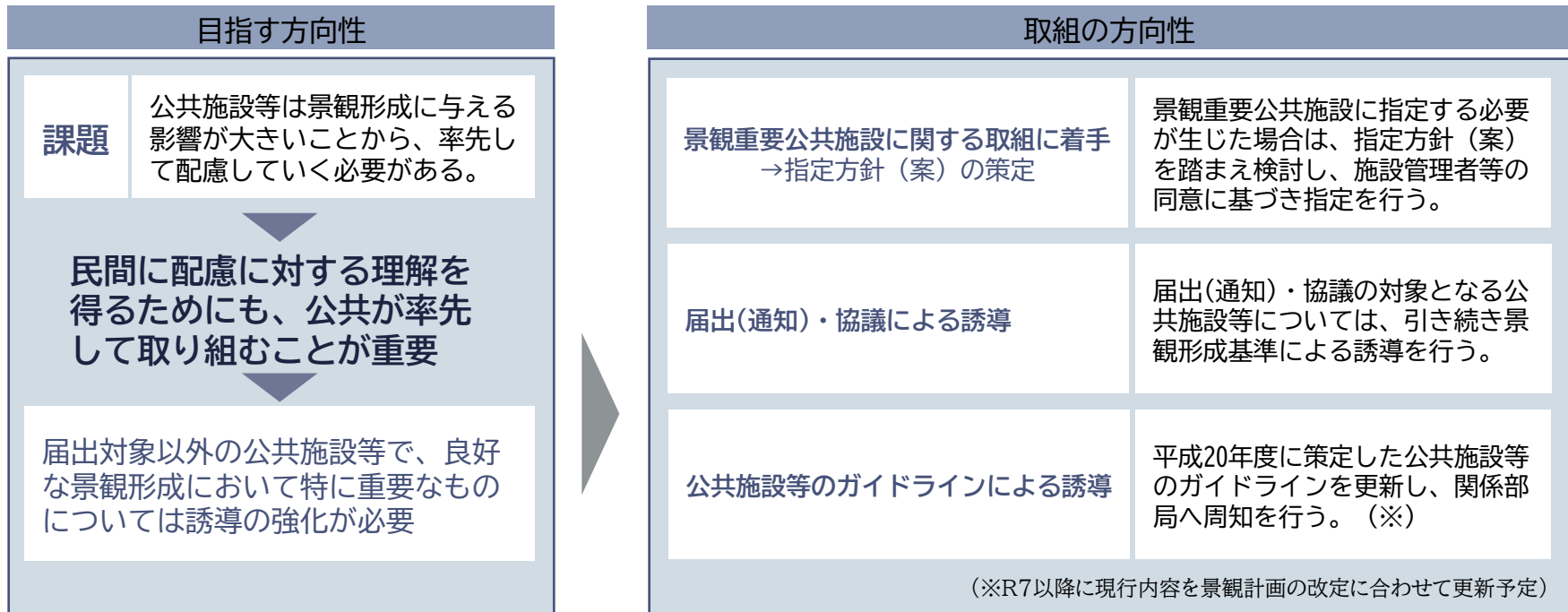
ご意見を参考に検討してまいります。

3 これまでのまとめについて

公共施設等について(取組の方向性の検討)

※第4回審議会にて提示・審議

・取組の方向性



景観重要公共施設の指定方針(案)

景観重要公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす次の要件のいずれかを満たす施設を対象に指定します。

- ①景観計画重点区域内に位置しており、良好な景観形成を図るうえで特に重要な公共施設
- ②本市のシンボルなど、本市の景観形成に特に先導的役割を果たすことが見込まれる公共施設

主な意見

- ・「公共施設ガイドライン」にきめ細やかなことが書かれているが、各所管部局に使われていないことを課題だとすると、ガイドラインの実効性を高めることが重要

ご意見を受けて

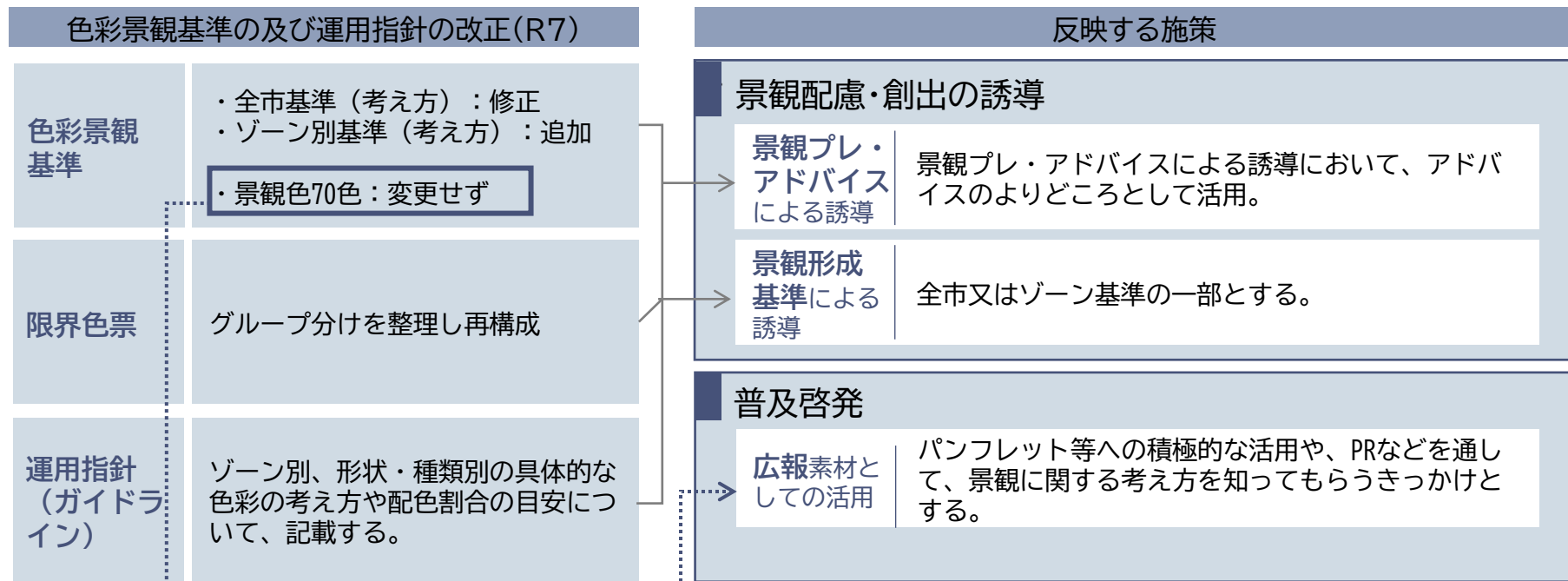
ご意見を参考に施設所管部局と協議しながら検討してまいります。

3 これまでのまとめについて

色彩について（誘導の方向性） ※第3回審議会にて提示・審議

・施策の方向性

色彩景観基準（景観色70色以外）、限界色票、運用指針（ガイドライン）を改正し、届出等による誘導に生かす。改定は改定計画の施行時より運用を開始できるスケジュールで検討する。景観色70色は、引き続き普及啓発に活用する。



主な意見

- ・ 色彩だけでなく、ファサードのデザインやそれに伴う陰影、素材の質感等も建物全体の見え方に影響することから、色彩基準に沿っていたとしても、景観的に良い方向になっていない事例もある。計画の改定に合わせて、過去に誘導した建築物の検証などを行ってはどうか。
- ・ アクセントカラーの使い方が柔軟にできると工夫の余地が生まれる。
- ・ 景観色を積極的にPRしてはどうか。また、市民に向けてさらに広報されるとよい。

ご意見を受けて

ご意見を参考に検討してまいります。

3 これまでのまとめについて

屋外広告物について（取組の方向性）

※第3回審議会にて提示・審議（一部語句修正）

課題		取組の方向性
課題①	全市的に特段目立つことに主眼を置いたもの・主張が強いものが増加しており、意図を尊重しつつ、配慮を求めていくことが望まれる。	良好な景観形成に向けた配慮事項についてデザインガイドラインを設ける 応援する仕組みの構築（例：表彰制度の検討） R8以降に着手想定
課題②	窓の内側から表示されるものが増えており、配慮を求めていくことが必要（景観計画重点区域）	
課題③	新たな表示方法への対応として、デジタルサイネージの点滅時間や明るさなどの扱い・誘導の方向性を定めることが必要	景観保全型広告整備地区においてデジタルサイネージの基準を検討（屋外広告物条例との連携） ※景観保全型広告整備地区の取り組みの成果をもとに全市への展開を検討 R8中に策定を目標

主な意見

- ・屋外広告物条例の目的にも良好な景観の形成について記載があり、例えば屋外広告物の許可の際にデザインガイドラインのチェックシート等を添付するなど、ガイドラインが生かされていくような仕組みも検討すべきである。
- ・景観保全型整備地区だけでも窓の内側からの広告について踏み込んだ取組を行うことが望ましい。例えば、エリマネ団体のある札幌駅前通北街区について、協力を得てルール設定するなど、実効性ある取組を検討してほしい。

ご意見を受けて

表現の自由との兼ね合いも踏まえながら慎重に検討する必要があり、規制によらず、表現手法の周知による誘導をまずは進めてまいります。

3 これまでのまとめについて

届出・協議による景観誘導

※第4回審議会にて提示・審議

今後の方向性
(景観プレ・アドバイスの運用方法の再整理)

- ・現在行っている実効性を高める取り組みを継続するとともに、協議の過程がより多くの人の目に触れる方策について得られる効果や実現性を考慮して検討する。
- ・協議の規範となる景観形成基準の再整理や景観アドバイス部会委員の改選時も円滑に部会が進行できるよう所掌の役割等についてまとめを実施する。
- ・協議対象者が景観形成基準をどのように捉え、対応したかについて、景観アドバイス部会等とわかりやすく共有できるよう提出を求める資料の再整理を行う。

今後の方向性
(わかりやすい制度内容の提示)

各論の検討結果を踏まえて、景観形成基準の考え方を示すガイドライン等を更新する。

景観資源の保全・活用の取組の方向性

※第4回審議会にて提示・審議

今後の方向性

- ・景観資源を活用した、さっぽろ景観物語(ストーリー)等を作成していく。
- ・作成したストーリー等を元に、情報発信を行い、景観資源の保全、活用を図る。
- ・情報発信により、地域の方々の景観への興味を促し、情報提供による資源の指定、登録を進める。
- ・眺望景観、夜間景観、雪・冬季の景観、季節毎のイベント等の情報提供を促し、新たな視点からの登録を増やす。

地域ごとの景観まちづくりの推進の取組の方向性

※第4回審議会にて提示・審議

今後の方向性

【景観まちづくり指針】

- ・地域が目指す目標により、景観まちづくり指針を含めた様々な手法の選択肢、組合せを提示し、関係部局との連携を図りながらより効果的なまちづくりの推進を支援する。
- ・取組の継続に向け、担い手となる組織やリーダーの育成や、イベント等の支援を行う。

【景観まちづくり助成金】

- ・HP等の活用により、助成対象となるイベントや活動等の案内、周知を広く行い、夜間景観イベント、季節夜景イベント、雪を活用したイベント等、対象の拡大を図る。

3 これまでのまとめについて

普及啓発の取組の方向性

※第4回審議会にて提示・審議

今後の方向性

各施策に必要な普及啓発を整理し、継続的に実施する。

< 普及啓発の実施内容の整理 >

役 割		施 策	
取り組みへの理解促進	- 市民に景観施策の周知を図る - 事業者等に基準や考え方の周知を図る	建築物等の誘導	景観資源の保全・活用
興味・関心の向上	- 市民の景観に対する関心を高めるきっかけ作り - 子どもたちへの景観教育	地域主体の景観まちづくりと活動の促進	公共施設等の取り組み
自主的な活動の促進	市民や事業者のモチベーション向上を図る		

主な意見

- 景観法の立て付け上、札幌市単独の景観計画を策定することになるが、風力発電や太陽光発電設備など広域の景観に影響のあるものについては、北海道景観計画などと調整し連携が図られると良い。
- 将来的には、景観法以外の法令で指定等される「保存樹木」等との取組と、景観資源の指定・登録が連動できるようになるのが望ましい。
- 関係部局の担当者への意識向上の仕組み作りや、景観部局から関係部局にアドバイスができる仕組み作りをしていくと良い。

ご意見を受けて

- 情報共有などを行い、今後の検討につなげてまいります。また、本市内部を含めた基準等の理解促進の取組については、計画改定後に着手を検討しています。

4 「札幌市景観計画の骨子」・「方針」・「目指す姿等」(案)について

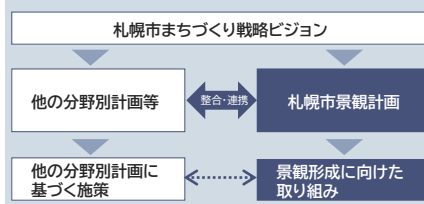
1章

1章 目的と位置付け

1-1 計画策定の目的

「札幌市景観計画」は、札幌の景観形成の総合的な指針として、理念や目指す姿、方針等を明らかにするとともに、その実現に向けた取組などを定めるものである。今後、この計画を市民・事業者・行政等が共有し、相互に連携して、持続的かつ計画的に良好な景観の形成に向けた取組を推進することを目的とする。

1-2 位置付け



1-3 計画期間・対象区域

- ・長期的な視点をもって定める指針として、また、都市計画マスタープランとも整合を図ることとし、概ね20年間で計画期間として設定する。
- ・なお、社会経済情勢の変化や関連計画等の変更などに応じ、計画期間内に将来展望に変化が生じた場合には、計画を適宜見直すものとする。
- ・札幌市の行政区域全域を対象とする（景観法第8条第2項第1号の規定による「景観計画区域」）。

1-4 景観施策の経緯

■自主条例制定前の施策展開～札幌市都市景観要綱～

- ・昭和56年に「札幌市都市景観委員会」を設置
- ・同年に当該委員会から景観施策の基本的考えをまとめた提言を受ける。
- ・この提言を受け、昭和58年に「札幌市都市景観賞」を創設。昭和63年には「札幌市都市景観要綱」を定め、都心部において建築行為等の届出・協議を開始

■自主条例に基づく施策展開～札幌市都市景観基本計画、札幌市都市景観条例（旧）～

- ・平成9年に都市景観の形成に関する基本的な方針として「札幌市都市景観基本計画」を策定し、平成10年にこの基本計画を支える自主条例として「札幌市都市景観条例」を制定
- ・この条例に基づき、市内全域で大規模建築物等の届出・協議を開始したほか、都市景観重要建築物等の指定制度を導入

■景観法に基づく施策展開 ①～札幌市景観計画、札幌市都市景観条例（新）～

- ・平成16年に景観施策の根拠となる景観法が制定される。
- ・平成19年に「札幌市都市景観条例」を全部改正するとともに、「札幌市景観計画」を策定し、平成20年より景観法に基づく取組を推進

■景観法に基づく施策展開 ②～札幌市景観計画、札幌市景観条例～

- ・平成9年に策定した「札幌市都市景観基本計画」と平成19年に策定した「札幌市景観計画」を統合し、新たな「札幌市景観計画」を平成29年に策定
- ・景観ブレ・アドバイス制度、活用促進景観資源（景観資源の登録制度）、景観まちづくり指針の仕組みを新たに導入

1-5 現在の札幌市景観計画に基づく取組とその成果（短期的な取組）

■届出・協議による景観誘導 | 建築行為等を届出の対象とし、良好な景観の形成のために協議するもので、景観誘導の最も基本的な取組

■景観資源の保全・活用 | 景観を特色付けている自然や建築物、工作物、生活習慣など良好な景観を形成するための大切な景観資源の保全・活用に向けた取組

■地域ごとの景観まちづくりの推進 | 地域住民等が主体的に関わりながら、地域ごとの魅力的な景観の形成を目指す取組

■景観形成に関する普及啓発 | 良好な景観に向けた取組を広げ、市民・事業者等の関心を高めるため、多様な取組を実施

	届出・協議による景観誘導		景観資源の保全・活用		
主な取組	①景観上優れたものへの誘導方策の充実	②届出対象の見直し	①景観資源の指定等に関する体系の再整理	②景観資源の保全・活用への多様な支援	③多様な主体による景観資源の共有
短期的な取組（おおむね5年）	・景観ブレ・アドバイスの導入 ・届出・協議に活用できる資料等の充実 ・市有建築物等に係る協議等の充実	・届出対象の追加・除外	・景観上の価値の捉え方の拡大 ・新たな視点を加えた景観資源の調査 ・調査結果を踏まえた景観資源の位置付け	・景観重要建築物等の活用への柔軟な助成 ・専門家の関与による景観重要建築物等の計画的な修繕の促進 ・関連分野と連携した景観資源の活用促進策の検討	・保全・活用を促す多様な情報発信
主な成果（短期的な取組）	・届出・協議による景観誘導を継続している。 ・建築物の届出対象行為に壁面の長さが50mを超えるものを追加するなどした。 ・景観ブレ・アドバイスを導入した。構想段階を8回、設計段階を32回、合計40回を実施（令和6年3月現在）		・景観重要建築物及び札幌景観資産の指定に加え、周知を主眼とし景観資源をゆりやかに位置づける活用促進景観資源の登録制度（景観の種）を導入した。 ・建築物以外の登録を推進するなど取組を継続した結果、平成29年2月時点で28件であった指定・登録件数は、令和7年3月時点で52件に増加。 ・修繕計画の策定など、助成対象を拡大したほか、求めに応じた景観アドバイザーの派遣を行うなど、支援を拡充した。		
	地域ごとの景観まちづくりの推進		景観形成に関する普及啓発		
主な取組	①地域ごとの景観まちづくりの多様な展開	②地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立	①景観に関する教育と体験の機会の提供	②多様で効果的な情報発信	③市民・事業者等の自発的活動を促進する施策の充実
短期的な取組（おおむね5年）	・モデル地区の取組推進と他の地区への展開 ・取組事例の情報発信 ・重点区域の見直し検討と重点区域等の指定を検討 ・多様な分野との連携等	・景観まちづくり指針の制度化 ・助成金や景観アドバイザー等の運用のあり方検討	・子どもへの景観教育 ・市民等との協働による普及啓発の取組	・わかりやすく多様な情報発信 ・多様な情報発信ツールの活用	・市民・事業者等が自発的に活動を行う際の支援 ・人や活動のネットワークを充実する仕組みの検討 ・新たな表彰制度の検討・実施
主な成果（短期的な取組）	・景観まちづくり指針を制度化し、市内複数の地域で景観まちづくりの取組を実施した。 ・一部の地区では、市街化調整区域の保全と活用の方針に基づく限定的な土地利用の許容と、景観まちづくり指針を連携する取組を実施するなど、他制度との連携を推進した。		・平成19年より実施している「ミニまち」を活用した子どもへの景観教育を引き続き実施し、景観に関する理解を深めた。 ・市民団体と連携したイベントの開催や景観担当職員が関連する取組に参加するなど、市民等との協働による普及啓発の取り組みを行った。 ・市民・事業者等が自発的に行う取組に、景観アドバイザーの派遣や景観まちづくり助成金の交付などの支援を行った。		

4 「札幌市景観計画の骨子」・「方針」・「目指す姿等」(案)について

1章

1章 目的と位置付け

1-6 景観を取り巻く社会経済情勢の変化と計画改定の経緯

・現計画策定の2017年以降、社会経済情勢の変化の主要なトピックを掲載（街並みの変化として大規模開発、低未利用地の減少、デジタルサイネージの増加等を記載）

・現景観計画の計画期間は概ね20年（令和17年まで）だが、社会経済情勢の変化や関連計画等の変更に応じ、計画期間内に将来展望に変化が生じた場合には適宜計画を見直すこととしている。

・現景観計画策定から7年経過し、中長期的な取組を進めていく時期であるが、現景観計画策定時から市内で大規模な開発が進むなど、現景観計画の前提としていたまちの姿・状況に変化が生じた。
・令和4年から令和5年にかけて市の最上位計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンが策定され、戦略編に眺望景観に関する取組が位置づけられた。
・また、第2次札幌市都市計画マスタープランの改定に向けた取組が進められるなど、適合・連携を図る関連計画の変更が見込まれている。

・将来展望の変化に対応するよう、景観計画を見直すこととし、施策の充実を図ることとした。

1-7 改定の要点

■札幌らしさをより感じられる景観形成に向けた施策の検討

・現計画では、札幌の景観の特徴を「自然」「都市」「人（暮らし）」の3つの観点から整理した。改定計画では、本市のまちづくりの方向性なども踏まえつつ、札幌の景観の特徴を4つの観点から改めて整理し、景観形成の方針、景観形成基準の整理や施策の拡充を行うことで、札幌らしさをより感じられる景観形成を目指す。

- ①全市一律の基準に「ゾーン」ごとの基準を追加する。
- ②札幌らしさを際立たせる「眺望」「夜間景観」「雪・冬季の景観」に着目し、景観形成の取組を強化する。

■これまでの取組結果を踏まえた改善・強化

届出協議による景観誘導

・景観ブレ・アドバイスの対象や、実効性を高めるための運用方法の再整理
・各事業へのわかりやすい制度内容の提示（各種ガイドラインの内容整理や統合を含む）

景観資源の保全・活用

・市民の興味関心の向上につながる仕掛け（景観まちづくりとの連動等）の検討
・眺望、夜間景観、雪・冬季の景観などの新たな視点からの資源の位置付けの整理

地域ごとの景観まちづくりの推進

・地域が目指す目標により、景観まちづくり指針のほか、様々な手法の選択肢を提示できることが必要
・取組の継続に向けた担い手づくりや仕組みの構築
・札幌らしさをより感じられる景観形成に資する取組等への助成拡大

景観形成に関する普及啓発

・各施策に適した普及啓発の継続的な実施
・景観整備機構など関係団体等と連携した継続的な普及啓発の仕組みづくり

公共施設等について

・公共施設等に関する取組の強化

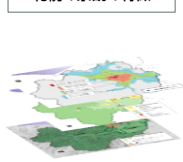
広告物について

・広告物に関する取組の強化

色について

・運用方法の改善（景観色70色は継続）

札幌の景観の特徴



全市一律の基準に「ゾーン」ごとの基準を追加

相互に連携

札幌らしさを際立たせる3つの視点に着目し、景観形成の取組を強化

眺望
景観

夜間
景観

雪・
冬季

1-8 計画の構成と景観計画改定における変更点

・新旧計画の変更内容を図で示す

凡例：改定計画で新たに追加・強化内容

現計画における構成	新計画における構成案
1章 目的と位置付け 1-1 計画策定の目的 1-2 位置付け 1-3 計画の前提 1-4 景観施策の経緯・現状と主要課題 1-5 計画の構成 2章 札幌の景観特性 2-1 自然 2-2 都市 2-3 人（暮らし） 3章 理念・目標・基本姿勢 3-1 理念 3-2 目標 3-3 基本姿勢 4章 良好な景観の形成に関する方針 4-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針 4-2 特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針 5章 良好な景観形成に向けた取組 5-1 届出・協議による誘導 5-2 景観資源の保全・活用 5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進 5-4 景観形成に関する普及啓発 6章 計画の推進にあたって 6-1 計画の推進体制 6-2 計画の進行管理	1章 目的と位置付け 1-1 計画策定の目的 1-2 位置付け 1-3 計画期間・対象区域 1-4 景観施策の経緯 1-5 現在の札幌市景観計画に基づく取組とその成果 1-6 景観を取り巻く社会情勢の変化と計画改定の経緯 1-7 改定の要点 1-8 計画の構成と景観計画改定における変更点 2章 札幌の景観の特徴 2-1 景観の捉え方 2-2 景観の特徴 眺望 夜間景観 雪・冬季 3章 理念・目指す姿 理念・目指す姿 4章 良好な景観の形成に関する方針 ゾーン設定 4-1 札幌の景観の特徴を踏まえた方針 4-2 景観形成に向けた取組の方針 5章 建築物等の誘導 5-1 景観ブレ・アドバイス 5-2 届出・協議 ゾーン設定 眺望 夜間景観 雪・冬季 5-3 景観形成基準等の補完等 5-4 屋外広告物 5-5 事業者等の取組を応援する仕組みの構築 6章 公共施設等の取組 6-1 協議等 6-2 景観重要公共施設 7章 景観資源の保全・活用 7-1 景観重要建造物等の指定制度 7-2 活用促進景観資源（景観の種）の登録制度 7-3 指定・登録の促進 7-4 景観資源の保全・活用への支援 8章 地域ごとの景観まちづくりと主体的活動の促進 8-1 多様な分野との連携と関連制度等の適切な活用 8-2 景観まちづくり指針 8-3 主体的活動を促進する取組 8-4 主体的活動等への支援 9章 計画の推進 9-1 進捗体制 9-2 評価検証・成果指標 9-3 ロードマップ 別表 景観計画区域における景観形成基準等 ゾーン基準

4 「札幌市景観計画の骨子」・「方針」・「目指す姿等」(案)について

2章

2章 札幌の景観の特徴

2-1 景観の捉え方

・札幌の景観を把握するためには「景観の特徴を重層的に捉える」という視点が大切である旨を記載



2-2 景観の特徴

<景観の土台として大切にしていこう特徴>

■地形・自然 | 位置と気候・地形・植生等・水辺等

- ・札幌は緯度が高く亜寒帯に属しており、冬は積雪寒冷であるのが特徴で、四季の変化が鮮明。年間約5メートルの降雪がありながら、190万人以上の人口を有している。
- ・札幌の地形は、南西の山地から丘陵地、扇状地、平地へと連続している。
- ・札幌やその周辺では、北海道における野生種のうちほぼ半数の植物が見られると言われている。このように種類が多いのは、周辺の地形・地質が多様で変化に富んでいること、植物分布において温帯から亜寒帯まで多種多様な種が混在していること、森林の多くが保安林などに指定され保護されていることなどが主な理由である。
- ・変化に富んだ地形や地質等を背景として、札幌には多様な生態系が分布している。
- ・札幌の水辺等は、平地を蛇行する川幅の広い河川と草原、丘陵地の谷筋に沿った小河川と崖線の緑地など、地形との関係で、変化に富んだ特徴が見られる。

など…

■都市の成り立ち | これまでの都市づくり

- ・札幌の都市づくりの歴史は、豊平川扇状地に規則正しい区画と格子状街路を描くことから始まっており、現在ものその特徴が残されている。
- ・札幌の景観をつくってきた大切な特徴として地域の発展を支えた産業の遺構（平岸のりんご蔵や石山などにある札幌軟石の倉庫等）などがある。
- ・（現在の景観計画の内容を踏襲し、明治2年の国による新たな都市づくり、戦前、戦後、政令指定都市移行後、都市計画マスタープラン策定後の大きく5つに分け記載する想定だが、記載内容は都市計画マスタープランに掲載する内容と調整する。）

など…

<社会の状況にあわせて変化を重ねていこう特徴>

■街並み | 道路等・公園緑地等（河川等を含む）・建築物等

- ・札幌の道路の代名詞となっている格子状の街路網は、比較的平坦な地形と相まって、規則的で単調な印象を与えるが、見通しの良さやわかりやすさ、軸性の協調など、特徴ある道路景観を形成している。
- ・山鼻や琴似、新琴似などのように屯田兵村が置かれた地域には、都心部の街路とは大きさや方向が異なる街路網がある。

- ・丘陵地は地形に沿った曲線道路や波状道路が個性的な地域をつくり出している。
- ・戦後に開発が進んだ環状や放射状の道路網は、都市全体の骨格を印象付けている。
- ・札幌市では、これまで骨格となるみどりとして環状グリーンベルトやコリドーなどを位置づけ、拠点となる大規模公園の整備を行うなど、みどりの充実に向けた取組を推進してきた結果、市内における公園緑地の総量は充実している。
- ・街路樹等による道路緑化については、ナナカマドやイタヤカエデなど来種の落葉広葉樹を多く植えているほか、市民の協力を得て植樹帯等に花壇をつくるなど、北国らしい特徴のある景観形成に取り組んでいる。
- ・札幌の中心部は商業、業務機能、ホテルなどが多く立地している。郊外に行くにつれ、マンションなどが混在する住宅地、一戸建ての住宅が多くを占める住宅地に変化していく。

など…

■活動・営み 整理の方向性 | 文化芸術・四季折々のイベント

- ・札幌芸術の森や札幌コンサートホールKitara、モエリ沼公園をはじめとした文化芸術施設が整備され、国際的な文化芸術に触れることができる。札幌国際芸術祭が開催されている。
- ・札幌では、年間を通じて多彩なイベントが開催されている。初夏の訪れを告げる「YOSAKOIソーラン祭り」、開放的な雰囲気や夏を楽しむ「さっぽろ大通ビアガーデン」、北海道の食を一度に楽しめる「さっぽろオータムフェスト」、幻想的な雰囲気や包まれる「さっぽろホワイトイルミネーション」、そして世界中から多くの観光客が集まる「さっぽろ雪まつり」などのイベントが市民や観光客を楽しませている。
- ・「定山渓雪灯路」や「藻岩山麓ゆきあかり」など、地域においても景観づくりのイベントが行われている。

など…

<札幌らしさを際立たせる特徴>

■眺望

- ・札幌の眺望は「見晴らし景（パノラマ）」「見通し景（ビスタ）」「囲み景」の3つに類型できる。
- ・「見晴らし景（パノラマ）」の主な視点場は、山地（高台の公園や坂道など）や丘陵地（高台の公園・緑地）、扇状地内（高層のランドマーク、河川に架かる橋など）、平地（大規模公園）などが考えられる。主な視対象は、市街地のひろがり、背景やランドマークとなる山並み、川や公園のみどりの塊、格子状街路の軸線、都心のスカイライン、地平線から突出する建物、河川沿いの建物などが考えられる。
- ・「見通し景（ビスタ）」の主な視点場は、扇状地（格子状道路）、平地（直線道路）が考えられる。主な視対象は、アイストップとなる遠景の山、アイストップとなる歴史的建物や公園、景観を縁取る並木、視線を誘導する直線道路などが考えられる。
- ・「囲み景」の主な視点場は、山地（谷筋の橋）などである。主な視対象は、視界を囲む山並みの緑、谷筋の緑のエッジ、川や湖の水辺、谷筋に沿って建つ建物、川や湖の水辺が考えられる。
- ・格子状街路や直線的な道路、山や河川の間の近い距離感に市街地がある特徴について記載

など…

■夜間景観

- ・本市の夜景が高い評価を得ていること、またその理由として、様々な高さから俯瞰夜景が楽しめる視点場が多いことや夜間イベントの豊富さ、ホワイトイルミネーション等の特徴について掲載
- ・札幌の夜間景観は、高い評価を受けている理由や眺望との関連性から、「見晴らし夜景（パノラマ）」「見通し夜景（ビスタ）」「イベント夜景」に特徴がある。これらの類型ごとに夜景の特徴を記載する。

など…

■雪・冬季の景観

- ・本市が自然（雪）と都市が共存する世界に類を見ない都市であること、一面の美しい雪景色や札幌ならではのイベントやウィンタースポーツ等のスノーアクティビティがあり、雪を楽しむ人々の活動も見られる。

など…

4 「札幌市景観計画の骨子」・「方針」・「目指す姿等」(案)について

3～4章

3章 理念・目指す姿

本日の議題 ※参考-05参照

項目	内容
条例の基本理念 (第3条)	1項 本市は、積雪寒冷という北の風土の中で、人々の日々の暮らしにより培われた歴史や文化・産業・豊かな自然が都市と近接しているという特徴等をいかし、自然や都市はもとより人の暮らしといった景観を構成する要素が相互に調和し、引き立てあうことで多様な魅力を放つ美しい札幌の景観を、市民及び事業者と協力して創り上げていくとともに、これを市民共通のかけがえのない財産として、愛着と誇りをもって次世代へ継承するものとする。 2項 良好な景観の形成は、市、市民及び事業者が、良好な景観の形成の主体としてそれぞれ担うべき役割を認識し、相互に協力・連携することにより推進されなければならない。
目指す姿	札幌ならではの美しい景観が形成されたまち 具体化 - 札幌の景観の土台となる地形・自然や都市の成り立ちが大切にされている。 - より魅力的に街並みや活動・営みが変化を重ねている。 - 札幌らしさを際立たせる眺望、夜間景観、雪・冬季の景観の魅力が高まっている。 - 地域の個性が多彩な輝きを放っている。 - 多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねている。

4章 良好な景観の形成に関する方針 ※法第8条第3項の規定による方針

4-1 札幌の景観の特徴を踏まえた方針

<札幌の景観の土台として大切にしてい特徴を踏まえた方針>

地形・自然	気候等	- 四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図る。 - 雪・冬季の景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪を生かした景観形成を図る。
	地形(山地、丘陵地、扇状地、平地)	- 札幌の地形が持つ以下の特性を生かした景観形成を図る。 - 山 地：自然と市街地が近接、山並みのスカイライン、ひな壇状の街並み、坂など - 丘陵地：波状の起伏(坂、崖、崖線のみどり等) - 扇状地：微地形等の札幌の原風景を想起させる場所など - 平 地：田園風景、防風林、遠景の山並みなど
	水とみどり	- 主要な河川や市街地を取り巻くみどりなど、骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視するとともに、歩行空間や隣り合う敷地間などにおけるきめ細かな水とみどりの連続性も考慮した景観形成を図る。 - 特徴ある水辺空間や拠点となるみどりを生かした景観形成を図る。 - 札幌の植生やシンボルとなる樹木を生かした景観形成を図る。 - 水とみどりが連続する自然環境を保全するなど、多様な生態系に配慮した景観形成を図る。
成り立ち	歴史	- 歴史的建築物等に配慮した、魅力的な景観形成を図る。 - 格子状街路や防風林など都市の成り立ちを尊重した景観形成を図る。 - れんが、札幌軟石などの地域の資源を生かした景観形成を図る。

<社会の状況にあわせて変化を重ねていく特徴を踏まえた方針>
・都市計画マスタープランの市街地等の区分に基づき、それぞれの特性を踏まえた方針を定める。

街並み	都心	【世界に向けて札幌の魅力と活力を先導・発信する優れた景観形成】 - 都心まちづくり計画において位置付けられた都心の街づくりを実現するための骨格構造の個性を生かした、風格ある魅力的な景観形成を図る。 - 人にやさしく快適な、歩いて楽しい空間の創出を重視し、魅力的な景観形成を図る。
	拠点	【各拠点の特性を生かした景観形成】 <地域交流拠点> - 多様な機能が集積し、多くの人々が集まる特性を踏まえ、活気が感じられる景観形成を図る。 - 市民等の交流や活動の場となる空間は、その目的や利用形態等を十分に考慮してデザインするなど、特に良好な景観形成を図る。 <高次機能交流拠点> - 各拠点の特徴的な機能の魅力が高まる良好な景観形成を図る。
	複合型高度利用市街地	【利便性の高い快適な暮らしを演出する景観形成】 集合型居住機能や多様な生活利便機能が集積していることを踏まえつつ、地域の特徴に応じた、景観形成を図る。
	一般住宅地	【居住環境の維持・向上に向けた景観形成】 地域特性に応じ、多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和する景観形成を図る。
	郊外住宅地	【ゆとりある居住環境を重視した景観形成】 閑静でゆとりある居住環境を生かし、地域特性に応じた、愛着のもてる景観形成を図る。
	工業地・流通業務地	【周辺市街地と調和した景観形成】 緩衝帯となるオープンスペースの確保や緑化などにより、隣接する周辺市街地と調和した景観形成を図る。
活動・営み	幹線道路等の沿道	【連続性のある道路景観の形成】 - 骨格となる幹線道路等を基軸として重視し、地域特性を踏まえた、連続性のある景観形成を図る。 - 隣接する周辺市街地等と調和した景観形成を図る。
	市街地の外	【市街地を取り囲む自然特性を重視した景観形成】 - 良好な自然環境や優良な農地の景観の保全を図る。 - 高次機能交流拠点周辺などで土地利用を行う時は、拠点の特徴を踏まえた景観形成を図る。
文化・営み		- 深い雪の中で大都市としての生活・文化を育んできたことが札幌の個性であることを踏まえ、雪のある暮らしを魅力と捉えられる景観形成を図る。 - 市内外から多くの人々が訪れる場所では、その場所の特性を踏まえるとともに、市民や観光客等が魅力・文化を感じられる景観形成を図る。 - 新築時はもとより、その後も適切な維持管理がなされ、時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図る。 - 社会経済状況等の変化により、使用されない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないよう配慮する。

※上記方針は、現在検討中の都市計画マスタープランの改定内容と整合を図るため、今後更新する予定です。

4 「札幌市景観計画の骨子」・「方針」・「目指す姿等」(案)について

4章

4章 良好な景観の形成に関する方針 ※法第8条第3項の規定による方針

4-1 札幌の景観の特徴を踏まえた方針（前ページのつづき）

＜札幌らしさを際立たせる特徴等を踏まえた方針＞

- 札幌らしさを際立たせる眺望、夜間景観、雪・冬季の景観に着目し、より魅力的な景観形成に取り組む。
- 効果的に大規模建築物等の景観誘導を図るため、札幌市域の一部にゾーンを設定する。

■眺望

- ・札幌の景観の特徴等を踏まえ、景観形成の対象とする眺望と登録の対象とする眺望を下表のとおり整理し、施策を展開する。

景観形成の対象とする眺望と登録の対象とする眺望		施策
(仮)景観形成の対象とする眺望	札幌の眺望として広く内外に認識されているもの	景観形成基準による誘導
	(仮)重要眺望	特に札幌の眺望を代表し、特段の景観誘導や景観創造が求められるもの
(仮)登録の対象とする眺望		地域固有の歴史や住民意識において、愛着や誇りが持てる眺望とされているもの
		活用促進景観資源への登録 眺望点と視対象の広報

■夜間景観

- ・高い評価を受けている札幌の夜間景観をさらに魅力的にしていけるため、「景観配慮・創出の誘導」と「普及啓発」に取り組む。なお、取組の推進にあたっては生物多様性に配慮する。
- ・具体的には、「景観配慮・創出の誘導」は景観形成基準による誘導を行うとともに、特に都心部を中心とした創出の考え方などを示す「夜間景観ガイドライン（R8以降）」を策定することにより推進する。夜間景観を活用促進景観資源として登録し、広報を行うことなどにより普及啓発を行う。また、既存の支援制度を活用し、イベントやライトアップ等に対して支援する。

■雪・冬季の景観

- ・自然（雪）と都市の共存における「雪・冬季の景観を楽しむ」という視点に着目し、「景観配慮・創出の誘導」と「普及啓発」に取り組む。
- ・具体的には、「景観配慮・創出の誘導」は景観形成基準による誘導を行うとともに、「夜間景観ガイドライン（R8以降）」に夜間景観と雪の相乗効果について掲載することにより推進する。雪・冬季の景観を活用促進景観資源として登録し、広報を行うことなどにより普及啓発を行う。また、既存の支援制度を活用し、活動・イベント等に対して支援する。

■ゾーン設定

- ・大規模建築物等の誘導のためのゾーン設定は「景観の特徴」の4つの整理のうち、「地形・自然」と「街並み」に着目する。

4-2 景観形成に向けた取組の方針

＜景観形成に向けた取組の方針＞

■建築物等の誘導

- ・景観法等に基づく届出制度を活用した、事前協議（景観プレ・アドバイス含む）による景観誘導を行う。
- ・ゾーンの設定や景観形成基準を補うガイドライン等を策定することなどにより、建築物等のきめ細やかな誘導を図る。
- ・景観計画重点区域における景観形成方針は、地区の特徴に応じて地区ごとに定める。
- ・屋外広告物については札幌市屋外広告物条例において必要な規制を行うとともに、必要に応じて屋外広告物担当と景観担当が連携し誘導を図る。
- ・屋外広告物については、規制によらない事業者等の取組を応援する仕組みを構築し、良好な景観形成に向けた機運醸成に努める。

■公共施設等の取組

- ・公共施設等の整備等を行う時は、良好な景観形成を先導する役割を担うことを自覚し、積極的な景観配慮に努める。
- ・景観重要公共施設の指定方針を定める。また、必要に応じ景観重要公共施設の指定を検討する。

■景観資源の保全・活用

- ・景観資源の指定・登録、活用及び周知並びに景観資源に対する支援制度により、札幌らしい景観資源の保全・活用を推進する。

■地域ごとの景観まちづくりと主体的活動の促進

- ・景観まちづくり指針や景観アドバイザー制度をはじめ様々な制度を活用することにより、地域の特徴に応じた景観づくりを支援する。
- ・市民等の主体的な行動を促すため、関心を喚起する取組を行う。
- ・景観まちづくり推進区域等における景観形成の方針は、地区の特徴に応じて定める。

4 「札幌市景観計画の骨子」・「方針」・「目指す姿等」(案)について

5章

5章 建築物等の誘導

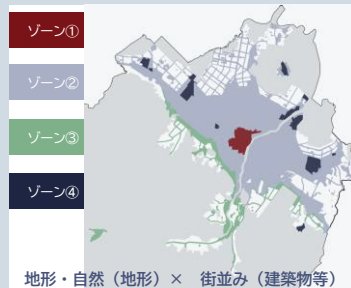
5-1 景観プレ・アドバイス

- ・景観プレ・アドバイスの制度概要を記載

5-2 届出・協議

- ・届出対象行為・規模、ゾーン設定、景観計画区域における景観形成基準等、景観計画重点区域における景観形成基準等、景観まちづくり推進区域における景観形成基準等、ゾーンごとの景観形成基準等、事前協議、(仮)重要眺望などについて記載
- ・市街地等区分(容積率考慮)×地形によって、札幌市域の一部にゾーンを設定
- ※ゾーンを設定しない一般住宅地・郊外住宅地(容積率80)等は景観計画区域における景観形成基準や地域ごとの景観まちづくりの推進により誘導を図る。

- ゾーン設定** 大規模建築物等の誘導のためのゾーン設定は、「景観の特徴」の4つの整理うち「地形・自然(地形)」と「街並み(建築物等)」に着目する。
- ゾーン基準** 大規模建築物等の誘導のためのゾーン基準は、ゾーンごとに設定する。同じゾーンの中でも場所ごとの「景観の特徴」を捉えた誘導ができるよう基準の表現を検討する。



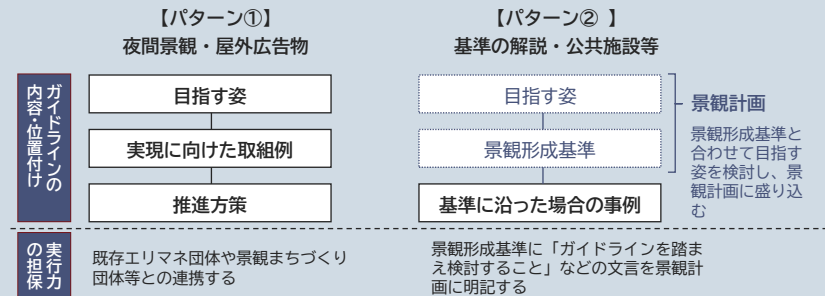
		市街地等区分（容積率考慮）					市街化調整区域 ・都市計画区域外
		都心	複合型高度利用市街地	一般住宅地・郊外住宅地(容積率80を超える地区)	一般住宅地・郊外住宅地(容積率80)	工業地・流通業務地	
地形	扇状地	ゾーン①	ゾーン②		未設定	ゾーン④	-
	平地	-					
	丘陵地		ゾーン③				未設定
	山地	-					

景観形成の対象とする眺望と登録の対象とする眺望		施策
(仮)景観形成の対象とする眺望	札幌の眺望として広く内外に認識されているもの	景観形成基準による誘導
(仮)重要眺望	特に札幌市域に顕著な景観誘導や景観形成に寄与するもの	景観プレ・アドバイスによる誘導
(仮)登録の対象とする眺望	地域固有の歴史や住民意識において、愛着や誇りが持てる眺望とされているもの	活用促進景観資源への登録眺望点と視対象の広報

再掲

5-3 景観形成基準等の補完等

- ・景観形成基準を補完・解説するパンフレットの改定、夜間景観に関するガイドライン策定の検討などについて記載
- ・ガイドラインの内容、位置付けは下記の2パターンを想定



5-4 屋外広告物

- ・屋外広告物担当との連携、屋外広告物に関するガイドラインの策定、デジタルサイネージに関する基準の策定などに取り組むことを記載

取組の方向性	内容(予定)
全市・都心部:良好な景観形成に向けた配慮事項についてデザインガイドラインを設ける	・色彩などの広告物のデザインに関する本市の考えを記載する。 ・景観計画重点区域の判断基準や考え方を示し、建築物新築時の協議等で活用する。 ・「窓面広告物」等に関する考え方を記載し、基準の対象となる範囲の目安を示す。 ・良い事例をまとめ、協議の参考とする。
都心部:デジタルサイネージの基準を設ける ※屋外広告物条例と連携	・点滅時間や輝度、速度の目安などを設定する。

5-5 事業者等の取組を応援する仕組みの構築

- ・屋外広告物等を対象とした表彰制度等を検討することを記載

4 「札幌市景観計画の骨子」・「方針」・「目指す姿等」(案)について

6～9章、別表

6章 公共施設等の取組

6-1 協議等

- 一定規模以上の建築物・工作物等に対しては、届出(通知)・協議による景観誘導を継続することを記載する。併せて公共施設等景観デザインガイドラインの更新を行うとともに、ガイドラインによる景観誘導を引き続き行う。

6-2 景観重要公共施設

- 景観形成に与える影響の大きい公共施設のうち、特に重要なものについて景観重要公共施設に関する取り組みを行うため、指定方針を定め、記載する。

公共施設等	新たな取組	手続き	誘導の方法
道路	特に重要なもの 景観重要公共施設 施設管理者と協議 のうえ指定 (※)H16に景観法の 制定により制度化	協議が必要	整備に関する 事項・占用 等の許可の 基準による 誘導
公園・緑地			
水辺・河川	届出対象外		公共施設等 の ガイドライン による誘導 R7以降更新 予定 ※現行内容 を景観計画 の改定に合 わせて更新
その他	届出対象外	届出(通知)・協議 が不要	
工作物	届出対象以外		
公共建築物	届出対象	届出(通知)・協議 が必要	景観形成基準 による誘導

- 景観重要公共施設の指定方針(案)：景観重要公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす次の要件のいずれかを満たす施設を対象に指定する。
①景観計画重点区域内に位置しており、良好な景観形成を図るうえで特に重要な公共施設
②本市のシンボルなど、本市の景観形成に特に先導的役割を果たすことが見込まれる公共施設

7章 景観資源の保全・活用

7-1 景観重要建造物等の指定制度

- 景観重要建造物、景観重要樹木及び札幌景観資産の指定方針を記載する。

7-2 活用促進景観資源(景観の種)登録制度

- 制度概要を記載する。

7-3 指定・登録の促進

- 眺望、夜間景観、雪・冬季の景観、季節ごとのイベント等に着目した指定・登録に取り組むとともに、指定・登録された景観資源を活用した情報発信をすることなどを記載する。併せて、関連分野の施策と連携を図ることなどを記載する。

景観形成の対象とする眺望と登録の対象とする眺望	指針
(仮)景観形成の対象とする眺望 (仮)重要眺望	札幌の眺望として、景観形成基準による誘導 景観システム化による誘導
(仮)登録の対象とする眺望	活用促進景観資源への登録 眺望点と視対象の登録

再掲

7-4 景観資源の保全・活用への支援(景観アドバイザー・助成)

- 景観重要建造物、景観重要樹木、札幌景観資産の維持・保全に要する経費を一部助成、景観アドバイザーを通じた必要な情報提供等の実施ができることを記載する。

8章 地域ごとの景観まちづくりと主体的活動の促進

8-1 多様な分野との連携と関連制度等の適切な活用

- 観光振興や都市計画等の分野と連携し、取組を推進することを記載する。

8-2 景観まちづくり指針

- 制度概要を記載する。

8-3 主体的活動を促進する取組

- 子どもへの景観教育、まちあるきなどの景観への関心を促すイベント等に取り組むことを記載する。

8-4 主体的活動等への支援(景観アドバイザー・助成)

- 良好な景観の形成に寄与する活動に要する経費の一部助成、景観アドバイザーを通じた必要な情報提供等の実施ができることを記載する。

9章 計画の推進

<進捗体制>

- 進捗体制について記載する(景観整備機構との連携等も含む)

<評価検証・成果指標>

	項目	本日の議題	
		目標値	実施時期
評価検証	主要な視点場における定点観測と評価の実施 ・札幌らしさを際立たせる眺望、夜間景観、雪・冬季の景観の観点などから定点観測と評価を実施し、評価結果を取組に反映する。	実施	5年に1度
成果指標	札幌の景観を魅力的だと思う人の割合	80%以上 (令和5年度指標達成度調査73%)	毎年

<ロードマップ>

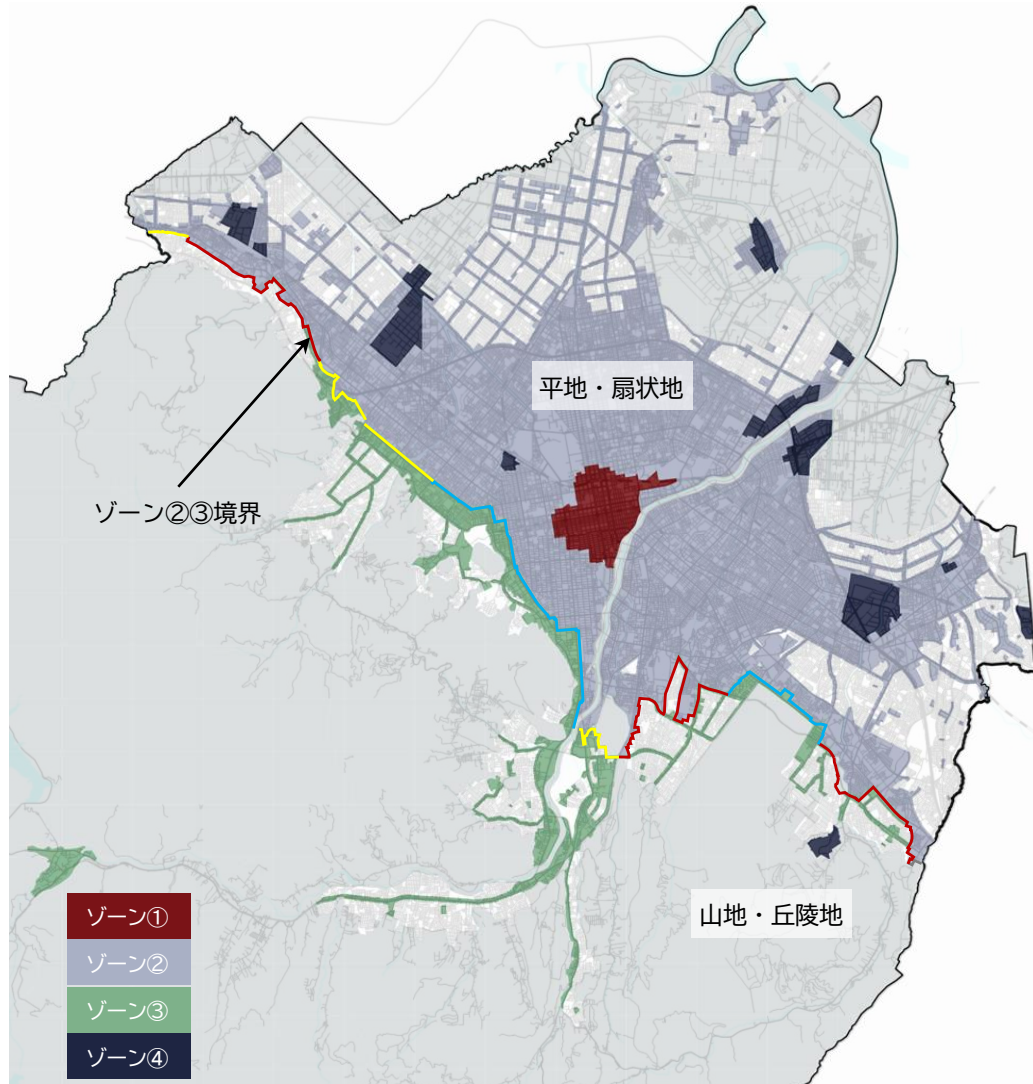
- 計画期間における各景観施策に取り組む時期等を記載する。

別表

- 景観計画区域における景観形成基準等
- 景観計画重点区域等における景観形成基準等
- 色彩景観基準
- 景観ブレ・アドバイスに係る協議対象行為

5 ゾーン設定について

各ゾーンの区域設定(案)※都市計画マスタープランの検討状況を踏まえ、具体的な線は今後修正する可能性がある。具体的な線は関係部局と調整中。



大規模建築物等の誘導のためのゾーン設定は、「景観の特徴」の4つの整理のうち「地形・自然(地形)」と「街並み(建築物等)」に着目する。

地形・自然
の着目点

- ・ 緑被の状況
- ・ 標高図等から把握できる地形的特徴

街並み
の着目点

- ・ 都市計画マスタープラン・立地適正化計画における市街地区分 等

具体的な
線引きを検討

ゾーン②
ゾーン③

- ・ 緑被の状況と地形的特徴を手掛かりに、みどりとの調和を図ることが特に有効と考えられる範囲をゾーン③とする。上記考え方のもと、ゾーン②とゾーン③の境界線を左図のとおり設定。
- ・ 郊外は容積率80%超の市街地にゾーンを設定。

ゾーン①
ゾーン④

- ・ 市街地分類に基づいて区域を設定

- 南側の市街化調整区域に接している郊外住宅地の境界線
- 山地・丘陵系市街地の境界線
- 南側の市街化調整区域に接している、かつ、境界からおおむね500mの範囲にある高度地区の境界線